

強化チーム選考規程

第1条（目的）

公益社団法人日本カーリング協会（以下「JCA」という）は、カーリング競技の健全な普及・発展を図るため、強化すべきチームを指定し、世界における主要な大会において栄えある成績を収めることを目的として本規程を定める。

第2条（強化チームのカテゴリー）

1. 強化チームのカテゴリーは、エリート強化チーム、学生強化チーム、ネクストエリート強化チーム、ジュニア強化チーム、ユースオリンピック強化チームのカテゴリーとし、強化チーム1チームの構成は、男子および女子では4人あるいは5人、ミックスダブルス（以下、「MD」とする）では2人、ミックスは4人の選手とする。
2. エリート強化チームは、オリンピック冬季競技大会（以下「OWG」とする）及び世界カーリング選手権大会（以下、「WCC」とする）を目指して強化するチームであり、男子、女子、MDのカテゴリーごとに、A指定1チーム、B指定1チーム、C指定3チームを上限として指定することができる。
3. 学生強化チームは、FISU 冬季ワールドユニバーシティゲームズ（以下「WUG」とする）を目指して強化するチームであり、男子、女子、MDのカテゴリーごとに、A指定、B指定合計2チームを上限として指定することができる。（WUG代表候補を含む）
4. ネクストエリート強化チームは次々回以降のOWGを目指して強化するチームであり、男子、女子、MDのカテゴリーごとに2チームを指定することができる。
5. ジュニア強化チームは、世界ジュニアカーリング選手権大会（以下、「WJCC」とする）を目指して強化するチームであり、男子、女子、MDのカテゴリーごとに、A指定1チーム、B指定1チーム、C指定2チームを上限として指定することができる。
6. ユースオリンピック強化チームは、ユースオリンピック冬季競技大会（以下「YOG」とする）を目指して強化するチームであり、ミックス、MDのカテゴリーごとに1チームを指定することができる。

第3条（強化チームの選考）

1. 対象チームからの申請あるいはチームが所属するJCA加盟協会からの推薦に基づき、JCA強化戦略プランに沿った活動を行うことができるチームを強化委員会において決定し、理事会で承認する。
 - ① エリート強化チームA（男子・女子・MD）強化委員会の定めるチームパフォーマンス上位チーム（別表1）
 - ② エリート強化チームB（男子・女子・MD） 直近の日本カーリング選手権大会（以下「JCC」とする）あるいは日本ミックスダブルスカーリング選手権大会（以下、「JMDCC」とする）優勝または最上位チーム。ただし、エリート強化チームAを除く。
 - ③ エリート強化チームC（男子・女子・MD） JCA加盟協会からの推薦を基に強化委員会が定め

る基準（別表2）により選考したチーム

- ④ 学生強化チーム（男子・女子・MD） 日本代表選考規程により決定したチームおよびJCA加盟協会からの推薦を基に強化委員会が定める基準（別表2）により選考したWUG出場資格を満たしたチーム
 - ⑤ ネクストエリート強化チーム（男子・女子・MD） 決定時に25歳以下のチームであり、JCA加盟協会からの推薦を基に強化委員会が定める基準（別表2）により選考したチーム。ただし、男子・女子・MDのカテゴリーの各1チームについては、強化委員会が定める選考会において選考することができる。
 - ⑥ ジュニア強化チーム（男子・女子・MD） 直近の日本ジュニアカーリング選手権大会（JJCC）上位チーム。該当選手権大会がない場合は、強化委員会が定める選考会において決定する。
 - ⑦ ユースオリンピック強化チーム（ミックス・MD） 日本代表選考規程により決定したチーム
2. 前項各号のうち、直近の活動成績を基準としている場合において、当該成績を挙げた時点と申請・推薦時における選手構成が異なる場合は、強化委員会における決定の際に別途考慮する。

第4条（強化チームの強化指定期間）

1. 強化指定期間は、原則として6月1日から翌年5月31日までとする。ただし、第6条1項、ならびに2項、第7条に該当する場合はこの限りではない。チームパフォーマンスに係る日本選手権大会の開催時期によっては、指定期間を変更する場合がある。
2. 第5条第3項による公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」とする。）オリンピック強化指定選手および同条第4項によるJOCオリンピックネクスト強化指定選手の指定期間は、JOCの定めによる。

第5条（強化費およびハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」とする）登録）

1. 強化チームは強化合宿等において強化費の補助を受けることができる。強化委員会はカテゴリーに応じた強化費の配分を決定する。
2. 強化チームはHPSCおよびナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点等への登録を行う。
3. エリート強化チームA、Bに所属する選手は、JCAからJOCオリンピック強化指定選手として登録を行う。
4. ネクストエリート強化チームAに所属する選手は、JCAからJOCオリンピックネクスト強化指定選手として登録を行う。該当するチームがない場合は、学生強化チームAまたはジュニア強化チームAのいずれかに所属する選手を強化委員会において決定し、登録する。

第6条（チーム構成選手の変更）

1. 男子、女子の強化チームの決定後の構成選手の変更については、決定時の構成選手を少なくとも3名を残しつつ、最大2名の変更を認める。変更する選手はチームにより選択することができる。変更する場合は、強化委員会に届け出ること。
ただし、エリート強化チームについて、新たに加える選手が以下のいずれかに該当しない場合は、当該選手を強化費の補助対象としない。

①JCC出場（直近2大会）

②JJCC3位以内（直近2大会）

③日本代表経験者（OWG（男子・女子・MD）、WCC（男子・女子・MD・ジュニア）、WUG、YOG）

2. 学生強化チームおよびユースオリンピック強化チームは、強化委員会の決定により構成選手を変更することができる。
3. MDの強化チームは決定後の選手の変更を認めない。

第7条（強化指定の解除）

強化チームについて特別の事情がある場合には、強化委員会の決議および理事会の決定により強化指定を解除することができる。

第8条（遵守事項）

強化チームのメンバー（選手およびスタッフ）は、JCAの定める「日本代表及び強化選手行動規程」に従うことを理解し誓約書を提出する。

第9条（不服申し立て）

- 1 強化指定に不服がある場合は、対象者はコンプライアンス委員会に対して、決定の取り消しを求めて仲裁の申立てをおこなうことができる。対象者本人より決定に対する不服申立てがあった時は、コンプライアンス委員会は不服審査会を招集し、その申立てを審査しなければならない。
- 2 前項に拘らず、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決される。尚、日本スポーツ仲裁機構に不服申立ての手続きをした場合、コンプライアンス委員会への不服申立ては失効する。

第10条（規程の変更他）

- 1 この規程の変更は、強化委員会の決定後、理事会の承認による。
- 2 本規程に定めのない事項については、強化委員会で定めるものとする。

（付則）

1. この規程は、令和5（2023）年3月より施行する。
2. 令和5年度（2023年）強化チーム選考に当たっては、
別表2 1 前年度競技実績の内3海外ツアー大会4国内ツアー大会は適用しない。

令和5年8月5日 改訂 同日施行

令和5年10月26日 改訂 同日施行

令和6年3月5日 改訂 同日施行

令和6年5月11日 改訂 同日施行

令和6年8月3日 改訂 同日施行

令和7年1月15日改訂 同日施行

令和7年7月22日改訂 同日施行

別表1

チームパフォーマンス

JCC		世界チームランキング (男子および女子)			
順位	① 順位点	WTR ポイント値	② WTR ポイント値から獲得した点数	平均 SFM	③ 平均 SFM から獲得した点数
1位	10	350 以上	10		
2位	9	300 以上～350 未満	9		
3位	8	250 以上～300 未満	8		
4位	7	200 以上～250 未満	7		
5位	6	150 以上～200 未満	6		
6位	5	100 以上～150 未満	5	8 以上	5
7位	4	75 以上～100 未満	4	7 以上 8 未満	4
8位	3	50 以上～75 未満	3	6 以上 7 未満	3
9位	2	40 以上～50 未満	2	5 以上 6 未満	2
10位	1	30 以上～40 未満	1	4 以上 5 未満	1
11位以下	0	30 未満	0	4 未満	0

JMDCC		世界チームランキング (MD)	
順位	④ 順位点	WTR ポイント値	⑤ WTR ポイント値から獲得した点数
1位	10	250 以上	10
2位	9	200 以上～250 未満	9
3位	8	150 以上～200 未満	8
4位	7	100 以上～150 未満	7
5位	6	75 以上～100 未満	6
6位	5	50 以上～75 未満	5
7位	4	40 以上～50 未満	4
8位	3	30 以上～40 未満	3
9位	2	20 以上～30 未満	2
10位	1	10 以上～20 未満	1
11位以下	0	10 未満	0

- ・チームパフォーマンス (TP) は、男子、女子については①と②と③の点数の合計点、MD については④と⑤ (または「⑤の補正值」) の点数の合計点とする。
- ・TP が同点の場合は、WTR の上位を優先する。
- ・MD の「⑤の補正值」の計算方法は次の通りとする。

(イ) 個人（男子選手、女子選手ともに）の②の点数が⑤の点数よりも高い場合

「⑤の補正值」 = $(\text{男子②の点数}/2 + \text{男子⑤の点数}/2) / 2 + (\text{女子②の点数}/2 + \text{女子⑤の点数}/2) / 2$

(ロ) 個人（男子選手のみ）の②の点数が⑤の点数よりも高い場合

「⑤の補正值」 = $(\text{男子②の点数}/2 + \text{男子⑤の点数}/2) / 2 + (\text{女子⑤の点数}/2)$

(ハ) 個人（女子選手のみ）の②の点数が⑤の点数よりも高い場合

「⑤の補正值」 = $(\text{男子⑤の点数}/2) + (\text{女子②の点数}/2 + \text{女子⑤の点数}/2) / 2$

- ・ ②③⑤の点数は、JCC または JMDCC 初日の 3 日前時点のチームの WTR ポイント値を基に男子、女子、ミックスダブルスそれぞれに対する上記の表にあてはめて評価する。
- ・ ③の平均 SFM(Strength of Field Multiplier) は、WTR ポイント値を獲得した各大会の SFM の平均値とする。SFM の詳細は World Curling のウェブサイト (<https://worldcurling.org/teamrankings/ranking-calculations-four-player/>)を参照のこと

※) 3 日前とは初日を含まずに数える（大会初日が 6 月 6 日の場合、3 日前は 6 月 3 日、また競技にさきがけて公式練習が実施される場合には、公式練習が実施される日を大会初日とする）

別表2 チーム選考基準

1 前年度競技実績（ポイント）

1 チームパフォーマンス		別表1 参照
2 World Curling 主催大会	WCC、PCCC [※] 、WUG、WJCC、WJBCC など	一律5点

2 強化チーム強化事業活動計画書（ポイント）

1 チーム体制	チームスタッフ	2点
	目標 課題	1点
	報告 研修	0点
4 海外強化合宿計画	大会名	1点
		0点
5 国内ツアー大会計画	大会名	1点
		0点

1 及び2の総合点で評価する。同点の場合はチームパフォーマンスを優先する。チームパフォーマンスも同点の場合はWTR上位を優先する。